平成２４年（フ）第６９３５号
大阪市都島区都島北通２丁目３番９―508号
債務者　飯沼　伸行
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５７号
奈良市左京２丁目２番地の２　３―205
債務者　岩室　清美
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４６２号
奈良県桜井市大字外山321番地の３
債務者　井野　正治
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１８５号
長崎県大村市竹松本町861番地１　マリノス竹松本町Ａ―201、前住所長崎県大村市木場２丁目453番地６
債務者　坂中　絹子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
長崎県大村市西本町537番地　ＳＴＭビル301号、前住所長崎県大村市植松３丁目816番地１
債務者　三宅　静香（旧姓村本）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第７０７号
北九州市小倉北区木町２丁目13番24号、住民票上の住所北九州市小倉北区木町２丁目13番23号
債務者　野田　泰洋
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７０８号
北九州市小倉北区木町２丁目13番24号、住民票上の住所北九州市小倉北区木町２丁目13番23号
債務者　野田ふみ子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８００号
北九州市八幡西区上香月３丁目６番47号　Ｋｒｏｎｏｓ杉守201号
債務者　渕上　廣子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８１４号
北九州市八幡西区上上津役４丁目６番71―306号
債務者　内田　　厚
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８５０号
北九州市八幡西区西神原町４番26―202号
債務者　日下　末男
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８５２号
北九州市若松区宮丸１丁目22番４―506号
債務者　野間　静子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１７０号
青森県弘前市大字堅田２丁目６番地９　スカイハイツ101号
債務者　三浦　崇光
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２３７１号
名古屋市中村区稲葉地町４丁目74番地の７
債務者　木村　智和
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０１号
北九州市小倉北区下到津２丁目６番12―306号
債務者　黒本　博子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８３０号
北九州市八幡西区割子川１丁目２番27―403号
債務者　米村　一幸
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８３７号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津１丁目３番２―206号カレンエビツ
債務者　川谷　祐志
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８４９号
北九州市小倉北区室町２丁目７番12―706号
債務者　前田　久徳
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部